

食安輸発1116第2号
平成24年11月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産二枚貝)

標記については、平成24年10月31日付け食安輸発1031第3号に基づき実施している
ところです。

今般、オーストラリア政府より南オーストラリア州の海域に対する管理方法が示さ
れたことから、南オーストラリア州の海域で採捕された二枚貝及びその加工品につい
ては通常の監視体制とします。

なお、タスマニア島周辺及び南オーストラリア州の海域以外で採捕された二枚貝及
びその加工品については、引き続き麻痺性貝毒に係る全ロットモニタリング検査を実
施することとしますので、御了知の上、関係者等への周知方よろしくお願ひします。

また、平成24年10月31日付け食安輸発1031第3号は本通知をもって廃止します。